

条例の特色

- この条例では、個人調査を行う「興信所・探偵社業者」及び「土地調査等」を行う者を規制対象として、事業者の営業や府民の自由と権利を不当に侵害しないよう配慮しつつ、差別につながる「個人調査」と「土地調査」をともに規制することが、大きな特色になっています。
- このような条例は全国初の取組であり、その厳正な運用によって部落差別事象の発生防止に一層寄与するものと考えています。



府民のみなさんへ

- 部落差別につながる個人調査や土地調査は、部落差別事象をひきおこすおそれのある重大な問題です。
- そのため、条例では部落差別事象の発生を防止し、基本的人権を擁護することを目指しています。
- このような調査をなくすためには、府民一人ひとりの理解と協力が必要です。

条例に違反する疑いのある調査が
行われていることを確認された場合には、

ご一報ください。

大阪府府民文化部人権局
(人権擁護課 人権・同和企画グループ)

〒559-8555
大阪市住之江区南港1-14-16(咲洲庁舎38階)

TEL **06-6210-9282**
FAX **06-6210-9286**

 大阪府

※このリーフレットは100,000部作成し、一部あたりの単価は4.1円です。

私たちみんなの力で
笑顔のあふれる社会に



大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例



私たちみんなの力で差別のない明るい社会を

昭和50年以降、同和地区の名称や所在地、戸数、主な職業などを記載した書籍「部落地名総鑑」が売買され、結婚などの身元調査用に興信所で使用されたり、就職者の身元調査用に企業などが購入したりする事件が発覚し、大きな社会問題になりました。

これを契機に、大阪府では、昭和60年10月に「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」を制定し、興信所・探偵社業者に対して法的規制を行うこととなりました。

しかしながら、平成19年、府内のリサーチ会社が同和地区の所在地等を調査・報告している事実が判明しました。このような差別につながる土地調査を防止するため、平成23年に条例を一部改正し、これまでの興信所・探偵社業者に加え、新たに「土地調査等」を行う者を規制の対象としました。

この条例は、現に同和地区に居住していることや過去に居住していたことを理由として、結婚に反対したり、就職に際して不利な取扱いをしたりする差別事象の発生を防止し、もって府民の基本的人権の擁護に資することを目的としています。

私たち一人ひとりが条例の趣旨を十分に理解し、私たちみんなの力で差別のない明るい社会を築きましょう。



大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例

条例の目的

» この条例は、*同和地区に居住していること又は居住していることを理由になされる結婚差別、就職差別等の差別事象（以下「部落差別事象」という。）を引き起こすおそれのある個人及び土地に関する事項の調査、報告等の行為の規制等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別事象の発生を防止し、もって府民の基本的人権の擁護に資することを目的とする。

*この条例における「同和地区」とは、
「歴史的社會的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」と定義しています。



条例の内容

府民のみなさん一人ひとりの課題です

» 条例の目的達成のためには、府民自身の主体的な意識変革が期待されます。
そのため、府民のみなさんに、「条例の目的に反する調査又は調査の依頼をしない」と定めています。

大阪府は啓発に努めています

» 条例の目的達成のためには、多くの人々に条例の趣旨をご理解いただくことが重要です。
そのため、府は、「国及び市町村と協力して、条例の目的を達成するため必要な啓発に努める」と定めています。

「土地調査等」とは

府の区域内の土地の取引に関連して事業者が自己の営業のために土地に関する事項を調査し、又は報告することと定義しています。

興信所・探偵社業者及び土地調査等を行う者に対しては、それぞれ遵守しなければならない事項を定めています。

興信所・探偵社業者

- 特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が、同和地区にあるかないかについて調査し、又は報告しないこと。
- 同和地区の所在地の一覧表の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。

土地調査等を行う者

- 調査又は報告の対象となる土地及びその周辺の地域に同和地区があるかないかについて調査し、又は報告しないこと。
- 同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。